

もれなく市・県民税の申告を

3月20日まで



発行所
鹿児島市秘書課
編集人 藤山良弘
発行人
南日本新聞社印刷局

市民税
の申告
県民税

特集号

昭和三十六年分
所得税確定申告
鹿児島税務署では、昭和三十六年分の確定申告の納税相談を、三月一日から三月十五日まで行なっています。また、申告をしていない方は、早目に納税相談を受け申告をすませて下さい。
申告期限は三月十五日までです。

改正された申告様式

控除の適用は申告した人だけに

地方税法の改正によって、ことしから、市・県民税の課税のしくみが大きく変わりますが、最も大切なことは、その申告制度が強められたことです。従って、申告をおこりますと、いろいろな控除が受けられないことになり、税額にも大きく影響します。既に皆さんの家には申告書が届いたことと思いますが、つぎの事がらに良く注意して三月二十日までに、一人もれなく提出してください。

申告しなければならぬ人は

- ◇ことしの一月一日現在、鹿児島市に居住している人は、すべて申告書を提出しなければなりません。ただし「三十六年中の所得が給与だけの人で、市民税が給与から差引き徴収される方」は、申告書はいりません。しかし、給与の外に、配当や、地代、家賃などの収入のある人は、申告しなければなりません。
- ◇鹿児島市内に住所はなくても、事務所や事業所、または、家屋敷を持っている人は、申告しなければなりません。
- ◇給与所得だけの人で、雑損控除または、医療費控除、もしくは純損失額、雑損失金額の繰越控除を受けようとする人は、別に定められた申告書を提出してください。

申告しなければ控除は受けられません

申告書を提出しますと、つぎのようないろいろな控除が受けられますが、もし、申告をおこたりますと、これらの控除は受けられないことになっていきます。

- ◇所得の計算上控除されるもの
- 事業専従者の控除

- ◇税額から控除されるもの
- 扶養控除(市)
- 事業専従者の控除(市)
- 障害者控除(市・県)
- 老年者控除(市・県)
- 寡婦控除(市・県)
- 勤労学生控除(市・県)

- ◇所得から控除されるもの
- 雑損控除(県)

- 医療費控除(県)
- 社会保険料控除(県)
- 生命保険料控除(県)
- 扶養控除(県)
- 基礎控除(県・市)



所得	税の区分	独身者		夫婦者		夫婦と子供ひとり (子供は15才未満)		夫婦と子供ふたり (子供は15才以上)	
		申告した ときの税 額	申告しな いときの 税額	申告した ときの税 額	申告しな いときの 税額	申告した ときの税 額	申告しな いときの 税額	申告した ときの税 額	申告しな いときの 税額
万円 20	市民税	2,880	2,380	2,380	2,880	1,880	2,880	1,380	2,880
	県民税	1,800	2,200	560	2,200	0	2,200	0	2,200
30	市民税	7,170	7,170	6,670	7,170	6,170	7,170	5,670	7,170
	県民税	3,800	4,200	2,160	4,200	1,560	4,200	720	4,200
50	市民税	19,400	19,400	18,600	19,400	18,400	19,400	17,900	19,400
	県民税	7,800	8,200	6,160	8,200	5,560	8,200	4,720	8,200
70	市民税	34,000	34,000	33,500	34,000	33,000	34,000	32,500	34,000
	県民税	11,800	12,200	10,160	12,200	9,560	13,200	8,720	12,200
100	市民税	58,550	58,550	58,050	58,550	57,550	58,550	57,050	58,550
	県民税	17,800	18,200	16,160	18,200	15,560	18,200	14,720	18,200

○この表は昭和36年中に支払った国民健康保険のかけ金(社会保険料)などが5,000円と、生命保険のかけ金15,000円があったものとして計算してあります。

○事業専従者がある場合は申告することによって県民税は所得から
青色申告80,000円
白色申告50,000円

市民税は税額から
青色申告 1,300円
白色申告 800円 (但し、扶養控除額と二重控除できません) が差し引かれます。

この申告書の提出期限は三月二十日までですが、できるだけ本人がご持参ください。申告書を提出されたときは、「受領証」をお渡しします。なお、本庁、支所のほか市内小学校などで、三月十二日から二十日まで臨時受付所を設け、申告相談と臨時受付を致します。

申告期限は三月二十日まで

申告をしないとしないのでは、税金はどれだけちがうでしょうか。それは、次の表をごらんになればわかります。申告をしなかった場合税額が高くなっていきますが、これは申告をおこたると、いろいろな控除が受けられないからです。例えば、夫婦と子供二人の四大家族で、年間所得が三十万円の場合はずきのようになります。申告した場合、市民税五、六七〇円、県民税七二〇円ですみますが、申告をおこたった場合は、市民税七、一七〇円、県民税四、二〇〇円となり、市民税で一、五〇〇円、県民税で三、四八〇円高くなります。

**申告したとき
申告しないとき
こんなにちがいます**

